

研究助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人高齢者眼疾患研究財団(以下「当財団」という)の定款第4条に定める助成の対象になるものに支給する研究助成金(以下「研究助成金」という)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請者の募集及び資格)

第2条 研究助成金の希望者(以下「申請者」という)の募集方法は、公募とする。

2 申請者の資格は、日本国内又は国外の大学、その他研究機関に在職し、主たる仕事として研究活動に従事している研究者(教授、准教授が望ましい)とし、共同研究者も同様とする。

(申請)

第3条 申請者は、所定の申請書を当財団に提出しなければならない。

(助成金支給の期間)

第4条 支給を受けた助成金の執行期間は、原則として当該年度のみとする。

2 前項にかかわらず、申請書に記載した研究の期間が複数年度にわたる場合は、複数年度にわたって支出することができる。

(助成の対象となる経費)

第5条 助成の対象となる経費は、研究者本人の人件費等以外の経費とし、機械器具装置の購入費や賃借料、旅費、消耗品費、謝金等が含まれるものとする。

(選考委員会)

第6条 この法人に選考委員会を置く。

2 選考委員会は、助成金を円滑且つ効果的に実施するため、次の各号に掲げる任にあたる。

- (1) 助成方針及び選考方法の決定
- (2) 申請された内容を審査基準に基づき選考
- (3) 実施された助成の成果の確認

3 委員会は、部外有識者若干名で構成し、理事会の承認を受けて理事長が委嘱する。

4 委員の互選により委員長を選出する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠又は増員により委嘱された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(助成金支給手続等)

第 7 条 当財団の事務局長は、受け付けた申請書を選考委員会に提出するものとする。

2 選考委員会は、助成金の支給対象とすべき者を選考し、各申請者の申請内容について順位を付けた上で、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。

3 理事長は、選考委員会の選考結果に基づき、理事会の承認を受けて助成金を受ける者(以下、「受給者」という)を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。

4 事務局長は、各受給者に決定事項と金額を内示するものとする。

5 助成金は、全額または必要により分割した額をもって受給者に支給する。

(助成金の決定通知)

第 8 条 前条により決定された助成金の決定通知は、受給者に対し書面により通知する。

(助成金の交付)

第 9 条 受給者への助成金の交付は、その金額を受給者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

(研究計画等の変更)

第 10 条 助成金の支給の決定を受けたのちに、研究計画等に関し、重要な変更をしようとするときは、当該助成金の支給の決定を受けた者は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。理事長はその承認にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。

(研究報告の発表)

第 11 条 当財団は、助成金の支給を受けて実施した研究の全部または一部を研究業績集として印刷その他の方法をもって発表することができる。

2 研究報告の要旨は、当財団の刊行物もしくはホームページに掲載するものとする。

(刊行物の報告)

第 12 条 助成金の支給を受けた者が、その助成金に係る研究の結果の全部もしくは一部、または要旨を刊行または発表する場合は、当財団から助成を受けた旨を明記し、当財団に報告しなければならない。

(収支および研究成果等の報告)

第 13 条 助成金の支給を受けた者は、研究実施期間終了後 3 ヶ月以内に、収支報告および

研究報告の要旨等について所定の助成事業研究報告書を作成し、当財団に提出しなければならない。予定期間内に研究が完了せず、継続研究となった場合においては、中間報告を提出し、研究完了時において再度助成事業研究報告書またはこれに代わる論文等の研究成果を提出するものとする。

(整理保管)

第14条 助成金の支給を受けた者またはその所属機関は、領収書および受領書など関係書類を整理保管しなければならない。

(監査)

第15条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、受給者またはその所属機関に対し、経理ならびに研究事項等につき報告を求め、または経理ならびに研究の内容等につき監査することができる。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第16条 受給者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、当財団は助成金の支給決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに支給した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申し出または報告を行なったとき

(2) 対象となる研究活動等が中止になったとき

(3) 受給者が本規程に定める義務を果たせないとき

(4) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めるとき

2 前項各号の事由が発生した場合には、事務局長は理事長へ報告するものとする。

3 前項の報告を受けた理事長は、必要に応じて関係者への聴取等を行い、事由の事実について精査した上で、決定の取り消し、交付の中止、返還の要求を行うことを決定するものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1. この規程は、平成30年6月14日より施行する。